

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
40	介護保険法による介護サービスに係る利用者負担の軽減に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

廿日市市は、介護保険法による介護サービスに係る利用者負担の軽減に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

事務の一部を外部委託先事業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結している。

評価実施機関名

広島県廿日市市長

公表日

令和7年9月12日

関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

事務の名称	「介護サービス等利用者負担軽減に関する事務」(社会福祉法人等サービス利用者負担額軽減事業)
事務の概要	低所得者で特に生計が困難である者の介護保険サービスの利用促進を図るため、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等がその社会的な役割の一環として利用者負担を軽減した場合に補助する。 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。
システムの名称	介護保険システム、要介護認定支援システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

- (1) 資格台帳ファイル
- (2) 適用除外者台帳ファイル
- (3) 受給者台帳ファイル
- (4) 受給者減免台帳ファイル
- (5) 給付実績台帳ファイル
- (6) 高額費給付台帳ファイル
- (7) 償還払給付台帳ファイル
- (8) 高額合算台帳ファイル
- (9) 異動連絡票台帳ファイル
- (10) 共同処理異動連絡票台帳ファイル
- (11) 要介護認定情報ファイル
- (12) 宛名台帳ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	(1)行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第九条第二項 (2)行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(案)(以下「条例(案)」という。) 第二条及び別表第十九
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

実施の有無	< 選択肢 > [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第二条の表百三十二

5. 評価実施機関における担当部署

部署	健康福祉部 高齢介護課
所属長の役職名	高齢介護課長

6. 他の評価実施機関

-

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	健康福祉部 高齢介護課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	廿日市市健康福祉部高齢介護課 〒738-8512 広島県廿日市市新宮一丁目13番1号 (代表)0829-20-0001(直通)0829-30-9155
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	< 選択肢 > 1) 1,000人未満 (任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	< 選択肢 > 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	< 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし

しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類

[基礎項目評価書]	< 選択肢 > 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------	-----------	---

3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○] 委託しない

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
---------------------------	-----	---

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ☐ 提供・移転しない

不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------	-----------	---

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ☐ 接続しない(入手) ☐ 接続しない(提供)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請書類など特定個人情報が掲載された書類については管理・保管を厳正に行っており、不要になった資料については機密文書として適正に破棄している。 上記の資料については施錠可能なキャビネットに保管し、紛失・盗難を予防している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ < 選択肢 > 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐ < 選択肢 > 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ < 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報が記載された資料について管理・保管を徹底している。 破棄についても機密文書として適正に行っている。	

变更箇所

[illegible]